

特別寄稿

中国における事業展開の基礎知識



中村一三
【上野】

はじめに

「世界の構造変換」

先進国主導の時代から全員参加型秩序を構築する時代に変化がみられる。

アメリカとの関係を慎重に保ちながら、アジアにおいても重層的な関係を構築していくことが求められている。つまり米国依存し過ぎる体質から脱出し、アジア重視の戦略が重要課題になるだろう。特に中国は単体としての中国を見るのではなく、香港、シンガポール、台湾などの中華圏を認識すべきであろう。日本発の内需主導を中心に考えていた日本企業の成長戦略を、「アジアの世紀」へと方向転換する必要があるだろう。

本稿ではそうしたアジア域内において、日本人の誰もが否定できない潜在意識下に親近感（アンビバレント）かもしれないが、ある中国をとりあげてみた。

1 中国の現状

中国国家統計局から3月発表された消費者物価指数（CPI）は1年4カ月ぶりの大幅上昇を示しており、住宅バブルの懸念も一段と強まっている。中国人

民銀行（中央銀行）は市中銀行から強制的に預かる資金の比率を示す預金準備率を今年になって2度にわたって引き上げを行い、銀行融資の増加ペースを抑えるのにやっきになっている感がある。

一方中国の地方財政悪化が鮮明になっている。景気が刺激策としての公共インフラ投資による財政支出の膨らみは、地方財政の赤字2千億元（約2兆7千億円）を生み、急成長を続けてきた中国経済のネックになる可能性も出てきている。全人代（全国人民代表大会・日本の国会に相当）は8%程度の経済成長目標を掲げて3月14日閉幕したばかりである。

2 中国進出の基礎

(1) 中国での事務所設立について

設立には政府機関の許認可が必要であり、従業員を直接雇用できないことに留意しなければならない。外国企業は勝手に事務所を設立できない。許認可機関は業種によって異なっている。

駐在事務所は正式には「外国企業常駐代表機構」と呼ばれ、さまざまな規定

がなされているので十分な注意が必要かと思う。

また、中国特有の規制として駐在事務所は中国人従業員の採用において、中国政府が指定する対外服務機関等から派遣社員を採用しなければならない。直接雇用の機会はない。ただし、「中国労働契約法」の改正条項が近々に発表されるので改正の余地が出てくる。

(2) 中国の人材と人件費について

ここでは中国への進出企業にとって一番参考になる上海など沿海部の例を見てみる。

高級管理職（5年以上の勤務経験）平均月額給与 8千～1万人民元

研究開発職（同右）平均月額給与 6千～8千人民元

高級技術者（同右）平均月額給与 4千～6千人民元

一般管理職、技能工（同右）平均月額給与 2千～4千人民元

生産ラインワーカーの平均月額給与 800～1500人民元

外資系企業では毎年定期昇給があり、高級人材については6%前後、その他については3～5%の昇給が見込まれる。管理職レベルのスタッフ

は向上心が高く自分の将来像を持って入社して来るので、中国人の賃金は安価だと考える職種は一般ワーカーや一般管理職、技能工の人材市場のレベルであって、その観念は通用しなくなる。

(3) 中国の会計制度について

中国の会計制度は中華人民共和国が成立した後、改革開放制度が採られるまでの期間はソビエト式会計（純資産増減法）を採用していたが、解放後は複式簿記による欧米式会計法に変わって、日本の会計帳簿と

ならん変わらぬが、企業で会計業務を行うには、日商簿記3級程度のレベルの会計士の資格が必要である。中国の証憑（取引内容の明確な立証資料）は完全なインボイス方式で、税務局で公給領収書（發票）を買わなければならない。勝手に發票を印刷することができない。この領収書は、税務登記を行い、会計資格を有する会計士を雇用し研修を受けた後、入手が可能となる。

会計記録は発生主義によるが信用経済の未発達や計画経済の名残から運用上は現金主義に近い状況での会計処理が行われ、費用、収益の対応が歪み正確な会計になっていない。

(4) 中国の領収書について

日本の企業本位で自由で作成されるものと違い、中国の領収書「發票」は税務局が印刷から購入、作成、保管、返却まですべてを管理しており、それを使用しないと税務処理ができない制度になっている。

中国では「請求書」が発行されず、一般的には「發票」がそれを代行する。

税務上の処理は「發票」をベースに計上され、支払時に「發票」を取得しないと費用としては認められず、固定資産計上も減価償却の処理もできない。また、「發票」は通し番号が付けられており、紛失すると再発行はされない。

現在3種類の「發票」が使用されている。

① 増値税専用發票 中央の国家税務局が管理しているもので、専用作成機を使用して「増値税」金額を記入する。基本税率は17%で毎月末に集計して翌月10日に税金を納める。

購入した時に受領する。一般商業發票（17%）と小規模商業發票（5%）の2種類がある。

③ サービス業發票 地方政府が管理しているもので、固定金額タイプで、飲食店等のサービス業で発行される。福建省アモイなど地域によってくじ（現金が当たる）のついているものがある。

実態として發票主義の問題点もある。發票しない売り上げは納税しないで済ませることができるとか、發票が不要ならば販売価格が割引されるとか、偽造される「發票」が取り沙汰されている。

(5) 注册会计师と年度監査について

中国に進出している外資系企業は毎年注册会计师による年度監査を受けなければならない。その「審計（監査）報告書」に基づき、政府各部門に年度監査が義務付けられている。

「審計（監査）報告書」の前段は会計法などに基づく会計監査であり、後段は税法などによる税務監査である。会計基準と税務基準の差異により発生した納税額の調整が「納税調整表」によってなされ、追徴課税か或いは還付申請を行うことになる。

「審計（監査）報告書」の構成から、中国の年度監査に「会計監査」と「税務監査」が含まれていることがわかる。年度監査を実施する注册会计师は税理士の仕事も兼務していることになるのだが、注册会计师の

多くは「会計」と「税務」の区別ができない。一部の注册会计师は「最後に税法基準に基づき調整がなされるのであるから、普段の会計処理も税務基準で行うべきである」という観点を持っている。

(6) 中国の注册会计师制度について

日本の税理士制度に倣ったものである。が、業務内容は監査法人が解決できない税務問題を主要な業務とし、外資系中心の事務需要が中心である。

「移転価格税制」への取り組みがこれからの税務の重要課題と認識されている。

中国では会社の経理担当者自身が専門家と思っ

ているので敢えて税務師には依頼せず、税務調査の連絡が税務局からあった時や、税務調査での税額問題が生じたとき依頼することが過半である。

最近の企業業績の悪化に加え、税務師個々の経験、レベルもまちまちであり、納税者が税務師に依頼する意識が薄いため税務師事務所

の経営は厳しいものがある。

注册会计师事務所はすべて法人営業であり、注册会计师5名以上で設立準備が可能である。

国家税務総局の許可を受けてから法人登記を行う。

中国全土の注册会计师事務所の数については約2200社、株式会社が80%位で、他は合資会社の形態をとっている。

税務師の有資格者税務師

は5万人弱、其のうち1万3千人が税務師事務所活躍している。残りの資格者は会計事務所や官庁（役所）で勤務している。事務所の職員は一社平均17～18名といわれている。

税務師事務所の組織は全国に23支部があり、北京、山東省に多くの事務所がある。

税務師試験は毎年一回実施、受験者は5～6万人で、合格率は20%前後である。

中国の国家税務職員は30万人なので、税務師も30万人くらいまでの増加を思っているように思われる。

(7) 注册会计师（公認会計士）事務所について

中国注册会计师協会の各年報告から人数分析を見ると、会計師及び事務所は2007年で全国CPA71583人、事務所は7148所、事務所平均CPAは10人だが、そのうち百強といわれる事務所のCPA人数は17180人（事務所平均CPA172人）で、全国の24%を占める寡占化が進んでいる現状にある。かつ、百強事務所のうち更に四大事務所と言われる事務所はCPA2007人、各事務所平均CPA401人という状況である。

また、収入も中小事務所の平均収入が162・18万円であるのに対して、百強事務所の平均収入1644・84万円、四大事務所については228263・25万円と差がついていることが理解できる。

結びに

海外では現地の法制度を事前に知っておくことが非常に重要である。

税理士事務所がどのタイミングで事業展開に参加するのがベストなのか、海外データの収集を含む不断の努力が課題となってくるだろうと思う。個人で対応しえないところは税理士界で対応していくことが緊急に求められている。

昨年中国では8万人の弁護士を一律に合格させ、これからの海外進出は軍艦や大砲の時代ではない、法律研究の時代だ」との思想が強く打ち出された。税理士（税理士界）も日本の税法をベースに比較法の形で各国税法を把握し、企業の海外進出に伴う事業展開の助言者たる地位を確立していくことも一考かと思える。

海外の税務問題の処理や、海外進出企業の相談対策を考えると、日本の課税庁の緻密さ、透明さ、事務処理の速さ、資料に対する弾力的対応、税務専門家への配慮など、税務行政の歴史を感じる。

税の専門家としての税理士と共に国家の基本である租税制度を真摯にうけとめるといふ旧大蔵省、国税庁のスタンスが、公平性に基づいているように思える。改めて、日本の税理士であることを誇りに思う。

(参考)
1元＝13・66円
(3月31日現在)